

# 「保護者向けLGBTQ啓発動画」制作業務委託 仕様書

## 1 委託業務の名称

「保護者向けLGBTQ啓発動画」制作業務

## 2 委託業務の目的

全ての保護者を対象とした動画を通じて、性の多様性についての理解を深めることで、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進することを目的とする。

## 3 委託の期間

契約締結日から令和5年2月28日

## 4 業務委託の内容

○「保護者向けLGBTQ啓発動画」制作に必要な業務及び付随する業務一式

### (1) 制作方針

- ①保護者が動画を視聴し性の多様性についての理解を深めることで、自身の子供と適切に関わり、相談を受けることができるようになる内容とすること。
- ②十分に県と連携をとり、定められた予算の中で、最大限に①の目的を達成できるように努力すること。

### (2) 業務内容

#### ①企画立案

動画の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○動画には必ず以下（1～3）のテーマを取り入れること。</li><li>○動画は電子データ版とする。<ul style="list-style-type: none"><li>・パソコン、スマートフォン、テレビ等で視聴できる形式のデータ及びDVDで提出する。</li></ul></li><li>1 LGBTQについての基礎知識について<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 性のあり方（セクシュアリティ）って？<ul style="list-style-type: none"><li>・性は「こころの性」「からだの性」「好きになる性」「表現する性」の4つの組合せで考えられること。</li></ul></li><li>(2) さまざまな性のあり方について<ul style="list-style-type: none"><li>・LGBTQとは。SOGIEとは。</li></ul></li><li>(3) 性の多様性を尊重しよう<ul style="list-style-type: none"><li>・自分を含めた全ての人の性の多様性を大切にすること。</li></ul></li><li>(4) 家族が「アライ」になろう！<ul style="list-style-type: none"><li>・「アライ」とは、「LGBTQを理解し、支援しているまたは支援したいと思う人」のことを指す言葉であること。</li></ul></li></ul></li><li>2 保護者の心構え<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 家で性の多様性について話題にするときは<ul style="list-style-type: none"><li>○LGBTQでない自分の子どもが、周りにいるLGBTQ</li></ul></li></ul></li></ul>
-------	---

	<p>との向き合い方に悩まないために、保護者が教えるための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性は多様であるということ</li> <li>・性の多様性は、私たち全員に関わるということ</li> <li>・自分と違う考えを受け止めるということ（偏見、差別、誹謗、中傷の防止）</li> </ul> <p>(2) 日常生活において理解を深めるためには</p> <p>○LGBTQを受け止めるための環境（雰囲気）のつくり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての子どもが安心して生活できる環境づくりとは</li> </ul> <p>3 お子さんがカミングアウトしたとき</p> <p>(1) 保護者の受止め、受入れに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰かに責任があることではないということ (保護者の心のケア)</li> <li>・家族の理解があることで、子どもが前向きになれること (保護者が前向きになることの大切さ)</li> <li>・LGBTQに対する社会的な理解に関すること (子どもの将来に対する保護者の不安の解消に向けて)</li> </ul> <p>(2) LGBTQの子どもの支援に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもからの相談の対応に関すること</li> <li>・環境面でのサポートに関すること</li> </ul>
尺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1本につき15分から20分の内容で4本から6本とし、90分以上120分以内とする。</li> </ul>
メニュー動画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全編再生だけでなく、動画をパートごとに再生できるよう、メニュー画面を作成すること。</li> </ul>
効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・映像の趣旨を理解する上で必要なナレーション、動画に合わせたBGM等、必要な効果を施すこと。</li> <li>・動画には字幕（日本語）を入れること。</li> </ul>
チラシ作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動画視聴啓発のためのチラシを作成すること。</li> <li>・チラシは電子データ版とする。</li> </ul>
使用期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用期限を定めない。</li> </ul>
体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動画制作にあたる体制を構築すること。</li> </ul>
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・関係者等へのインタビュー等を実施・撮影する場合は、事前に県あてに協議を行うこと。</li> </ul>

## ②撮影

- ・①に基づき、必要な素材を撮影する。
- ・動画撮影については、事前に県と打合せを行うこと。
- ・映像素材の使用については、この委託事業内でのみ使用とし、二次利用を禁じる。
- ・関係機関・関係者等を撮影する際には、あらかじめ保護者啓発用動画として使用されることを説明し、許可を得ること。

### ③編集・校正

- ・編集した動画案作成後の校正は3回以内とする。

### ④協議

- ・受託者は、委託契約後、動画制作・チラシ作成開始までに、県と動画・チラシの内容についての打合せを4回行う。
- ・受託者は動画制作を開始する前に、動画のシナリオを県に提出すること。
- ・受託者は県の許可を得た後に動画制作を開始すること。
- ・受託者は、動画制作・チラシ作成開始後、県への業務進捗状況の報告、または意見交換を主な内容とした打合せを月1回以上開催すること。また、必要に応じて、随時県と協議してこれを行うこと。

### ⑤修正

- ・受託者は、納品後、成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に動画視聴ができない場合は、正常に視聴できる状態まで対応すること。

## (3) 成果物

- 完成した成果物は、以下のとおり納入すること。また、納入後、業務完了報告書とともに検査を受けること。

①納入期限 令和5年1月13日（金）

②納入先 埼玉県教育局市町村支援部人権教育課 企画・支援担当

住 所 〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

電 話 048-830-6786

E-mail a6890-04@pref.saitama.lg.jp

③納入方法 DVD等、当課で内容の確認できる方法

## 5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 6 委託業務実施に当たっての留意事項

- 詳細は委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (8) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。